#### 付議第1号

高知県教育委員会に係る高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則議案

高知県教育委員会に係る高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の施行に関する規則(平成28年高知県教育委員会規則第1号)の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

。 高知県教育委員会事務委任等規則(平成4年教育委員会規則第1号)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

### \* 수 목 무 스 桕 메

## 教 育 委 員 会 規 則

高知県教育委員会に係る高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

年 月 日

高知県教育長 長岡 幹泰

#### 高知県教育委員会規則第 号

高知県教育委員会に係る高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会に係る高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の施行に関する規則(平成28年高知県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

題名中「提供」を「提供並びに個人番号カードの利用」に改める。

附 則

この規則は、 年 月 日から施行する。

#### 高知県教育委員会規則

高知県教育委員会に係る高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

# 参考資料 1

高知県教育委員会に係る高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則議案説明

この規則は、高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成27年高知県条例第69号)の一部改正に伴い、同条例の引用規定の整理等をしようとするものである。

新 IΒ 妏 昭 表

新

高知県教育委員会に係る高知県行政手続における特定の個 人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個 人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並びに個 人番号カードの利用に関する条例の施行に関する規則(抜 粋)

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用|等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用 及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例(平成27年高知│及び提供に関する条例(平成27年高知県条例第69号)別表に規定す 県条例第69号)別表に規定する事務及び特定個人情報に係る同条例│る事務及び特定個人情報に係る同条例の施行に関し必要な事項につ の施行に関し必要な事項については、高知県行政手続における特定|いては、高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号 の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番|の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報 号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並びに個人番号カード の利用及び提供に関する条例施行規則(平成27年高知県規則第85 の利用に関する条例施行規則(平成27年高知県規則第85号)の規定 号)の規定の例による。 の例による。

IΗ

高知県教育委員会に係る高知県行政手続における特定の個 人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個 人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する 条例の施行に関する規則(抜粋)

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用